

統計委員会における審議結果への対応状況（非正規雇用の実態を的確に把握するための関係統計整備）【平成 23 年度統計法施行状況報告 資料 35】

（平成 23 年度実績）

事 項 名	非正規雇用の実態を的確に把握するための関係統計整備
担当府省名	総務省、厚生労働省
平成 22 年度審議結果報告書の留意事項	<p>① 現在調査内容の変更を検討している雇用構造調査については、賃金構造基本調査や毎月勤労統計調査などの既存の雇用・労働統計との整合性に配慮しつつ、雇用期間の定めの有無等客観的基準を踏まえた調査項目を設計すること。</p> <p>② 実労働時間の把握については、現在取り組んでいる世帯に対する統計調査（労働力調査、就業構造基本調査）における関係調査項目の見直しを着実に進めること。</p> <p>③ 同一企業内での就業形態の転換（非正規雇用から正規雇用への転換等）が、実施されているとの指摘を踏まえ、企業間の就業形態転換だけでなく、同一企業内の就業形態転換の詳細についても既存統計の中での捕捉可能性について検討すること。</p> <p>④ 雇用・労働統計の「従業上の地位」に係る分類の在り方について、引き続き、統計基準として設定することの可否について検討すること。</p>
平成 23 年度の取組実績	<p>【総務省】</p> <p>雇用失業統計研究会において、実労働時間のより適切な把握の観点からの検討を行い、その結論を踏まえて、以下の取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●労働力調査 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ILOの要請も踏まえ、年間の総実労働時間の推計を可能とするため、新たに「月末1週間の就業日数」及び「月間就業日数」を把握する調査事項を追加した。</li> </ul> </li> <li>●就業構造基本調査 <ul style="list-style-type: none"> <li>・長時間労働者のより詳細な実態を明らかにするため、「1週間の就業時間」を把握する調査事項の選択肢のうち、従来の「65時間以上」を新たに「65～74時間」及び「75時間以上」に分割した。</li> </ul> </li> </ul> <p>【厚生労働省】</p> <p>基本計画第3公的統計の整備を推進するために必要な事項のうち、「(3) 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備」について、上記留意事項を踏まえ、以下のとおり推進。</p> <p>（具体的な措置、方策等）</p> <p>○労働力調査等の雇用・労働関係の調査において、有期雇用契約期間の実態把握のため、調査事項の改善について検討する。なお、検討に際しては、雇用者に関する用語や概念に関し、利用者が混乱しないような措置についても併せて検討する。</p>

	<p>○非正規雇用の実情を継続的に毎年把握する統計調査について、遅くとも平成 24 年度までの調査開始に向けて、調査の内容や実施時期等について検討する。</p> <p>(取組実績)</p> <p>(1) 総務省と共同(「厚生労働統計の整備に関する検討会(厚生労働省主催)」及び「雇用失業統計研究会(総務省主催)」)で具体的課題の整理を行い、対応を検討した。</p> <p>総務省と緊密な情報交換を行い、第 1 回から第 3 回「雇用失業統計研究会」に参加し、労働力調査及び就業構造基本調査の調査内容に関する論点整理に加わった。</p> <p>(2) 統計委員会基本計画部会の指摘を踏まえ、省内の関係部局と行った非正規雇用に関する検討の場において、非正規雇用の実情に関して既存調査で把握されている項目について整理した。これを受けて、既存調査に加え、雇用構造調査において、毎年継続的に調査する事項(客観的基準に基づいた就業形態別の労働者割合等)と調査年のテーマに即した調査事項に分けて調査する予定。</p>
平成 24 年度以降の対処方針	<p><b>【総務省】</b></p> <p>労働力調査については、平成 25 年 1 月からの新たな調査票への切替えに向けて、準備を進める。</p> <p>就業構造基本調査については、平成 24 年 10 月 1 日の円滑な調査実施に向けて、準備を進める。</p> <p><b>【厚生労働省】</b></p> <p>同一企業内の就業形態転換について既存統計の中での捕捉可能性について検討を行ったところ、同一企業内の就業形態転換の詳細については、当省の既存統計では十分なサンプルを確保できる見込みがないと思われる。</p>